

成田市特定事業主行動計画（継続）の期間延長について

○計画期間の延長

成田市特定事業主行動計画（継続）は、令和２年度から令和６年度までの５年間で計画期間としていましたが、改正された次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に対応するとともに、令和７年度に期限を迎える女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の改正状況を踏まえ、一体的な計画を策定するため、計画期間を１年間延長します。

なお、現行の目標値については、次回策定時に見直しを行います。

<延長後の計画期間>

令和２年４月１日から令和８年３月３１日までの６年間

<計画期間のイメージ>

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
次世代法に基づく計画						
女性活躍推進法に基づく計画						

○現計画の取扱い

「成田市特定事業主行動計画（継続）」と「成田市特定事業主行動計画（継続）の期間延長について」をもって、現計画とします。